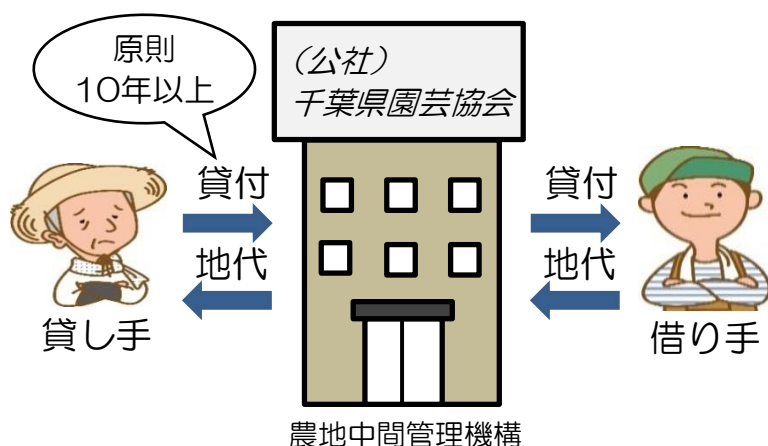


農地の貸し借りについて

市街化調整区域における農地の貸し借りは、以下の方法のいずれかによりお手続きをお願いします。

※農業経営基盤強化促進法の改正により、利用権設定事業は令和7年3月をもって廃止となりました。

農地中間管理事業



貸し手のメリット：
農地を借りてもらいやすくなります

地域でまとまった農地を機構へ貸付できれば、経営規模を拡大したい農業者などが農地を借りてくれる可能性が高くなります。

「農業をリタイアしたい」「相続した農地の管理に困っている」等、貸したい農地がある方は、右記お問合せ先にご相談ください。

◆貸借方法

農地中間管理機構※が間に入ります
(※ 公益社団法人千葉県園芸協会)

◆貸借期間の満了

自動で終了

◆手続き期間

3～4ヶ月程度

◆契約ができない農地

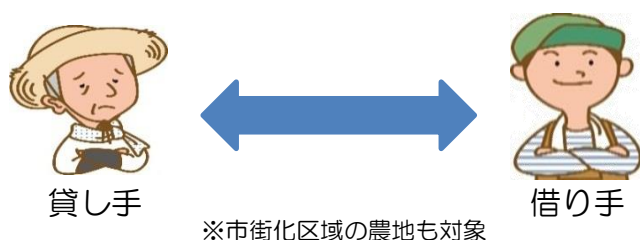
再生不能と判定されている荒廃農地、農地として利用が著しく困難な土地

借り手のメリット：
賃料の支払いを一本化できます

今までは、複数人から農地を借り受けている場合、それぞれの相手方へ賃料を支払う必要がありました。しかし、まとめて機構と契約すれば、支払いを一本化できます。また、口座振替を選択すれば、振込手続きも必要ありません。

【問】 千葉市農地活用推進課 ☎043-245-5759
(公社) 千葉県園芸協会 ☎043-223-3011

農地法



◆貸借方法

貸し手と借り手が相対で行う

◆貸借期間の満了

自動更新

※解約の合意ができないと、基本的には解約できません。

◆手続き期間

1ヶ月程度

【問】 千葉市農業委員会 農地審査班 ☎043-245-5767